

資料 1

富田林市要綱第 106 号

平成20年6月25日公布

富田林市多文化共生指針検討委員会設置要綱

(設置及び目的)

第 1 条 進展する地域の国際化と増加する外国人市民のニーズに応え、平和を希求する多文化共生のまちづくりを推進していくために、多文化共生にかかわる理念と長期的ビジョンを示す「富田林市多文化共生指針」の内容を検討し、その結果を提言することを目的として富田林市多文化共生指針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において「多文化共生」とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことをいう。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 外国籍又は外国にルーツをもつ市民の代表者
- (4) 関係部局に所属する担当職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 1 条に規定する提言をまとめ、市長に提出するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、会議の運営上その他必要があるときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例（昭和51年富田林市条例第20号）による。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民人権部市民協働課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に行われる委員会の招集及び委員長が互選されるまでの間の議事その他会務の総理は、第5条第2項及び第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを行う。

資料2

富田林市多文化共生指針検討委員会委員名簿

(平成20年7月現在)

役職	氏名	所属	選出区分
委員長 起草委員	おかじま かつき 岡島 克樹	大阪大谷大学 人間社会学部専任講師	学識経験者
副委員長 起草委員	まえかわ に さ お 前川 仁三夫	(特活) とんだばやし国際交流 協会 事務局長	関係団体
起草委員	きたがわ ともこ 北川 知子	大阪教育大学非常勤講師 多文化共生ネット顧問	学識経験者
	つじの くにお 辻野 邦男	富田林商工会専務	関係団体
	こんどう きょうこ 金銅 教子クリスティーナ	市立第二中学校外国人生徒日本 語指導員	外国籍または外国にル ーツをもつ者
	りやん じょんえ 梁 正愛	一般市民	外国籍または外国にル ーツをもつ者
	とおさか たかし 遠坂 貴史	富田林市人権協議会	コミュニティー・ソー シャルワーカー
	に ぶ たに まさふみ 丹生谷 正史	教育委員会教育指導室参事	関係部局職員
	ふじい よしえ 藤井 佳江	市民人権部市民窓口課戸籍係長	関係部局職員
	むらもと まさふみ 村本 正文	市長公室政策推進課参事兼課長 補佐	関係部局職員
	もりしま あきら 森島 彰	市民人権部人権政策課参事兼課 長補佐	関係部局職員
	やまぎわ みのる 山際 年	総務部危機管理課課長補佐	関係部局職員
起草委員	ながはし あつみ 長橋 淳美	市民人権部市民協働課課長補佐 兼国際交流係長	関係部局職員

資料3

富田林市多文化共生指針検討委員会審議経過

年	月	日	会 議 名	審 議 概 要
2008年 (平成20年)	7	8	第1回委員会	市長あいさつ 委嘱状交付 委員長及び副委員長の選出 富田林市多文化共生指針検討委員会設置要綱説明 委員会の公開について 今後の委員会の予定について
	7	22	第2回委員会	基調講演「富田林市多文化共生指針に求められるもの」 (特活)多文化共生センター大阪 代表理事 田村太郎氏 富田林市多文化共生指針のイメージについて
	8	26	第3回委員会	指針のイメージ・全体構想・骨子について
	9	2	第4回委員会	富田林市における多文化共生施策について(コミュニケーション支援) 今後の審議の全体的見通しについて
	9	30	第5回委員会	富田林市における多文化共生施策について(生活支援)
	10	1	近江八幡市視察	多文化共生保育所「みんなの家」視察 近江八幡市多文化共生推進懇話会傍聴 近江八幡市多文化共生推進懇話会委員との意見交換
	10	7	第6回委員会	富田林市における多文化共生施策について(多文化共生の地域づくり) 富田林市外国籍市民アンケートの結果について
	10	21	第7回委員会	講演「多民族・多文化共生社会の実現に向けて～在日コリアンの立場から～」(特活)コリアNGOセンター事務局長 金光敏氏 提言書の作成作業について
	11	4	第8回委員会	富田林市における多文化共生施策について(地域における多文化共生推進体制の整備・国際交流・オールドカマーのニーズの対応・オーバーステイ問題) 各委員からの提案書の共有 指針に対する提言の理念・基本的考え方について
	11	11	第9回委員会	各委員からの提案書の共有 指針に対する提言の理念・基本的な考え方について 原稿執筆分担
	11	25	第10回委員会	提言書案の検討 起草委員会の開催について
	12	2	第1回起草委員会	提言書案(最終)の検討・執筆
	12	5	第2回起草委員会	提言書案(最終)の検討・執筆
12	9	第11回委員会	提言書案の承認	
12	9	提言書提出	富田林市長に提言書を提出	

資料 4

<参考資料>

「世界人権宣言」1948年（昭和23年）12月 第3回国連総会にて採択

「国際人権規約」1966年（昭和41年）12月 第21回国連総会にて採択

「地域における多文化共生推進プラン」2006年（平成18年）3月 総務省自治行政局国際
室長通知

「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006年（平成18年）3月 総務省

「第4次富田林市総合計画」2007年（平成19年）3月 策定